

# ワシントン条約対象種の取引ルールの普及啓発

## 年末年始の旅行シーズン前にX（旧ツイッター）で注意喚起



11/29配信

リンク

**経産省HP 知っていますかワシントン条約 お土産編**

**象牙製品は特に注意が必要です！**

特に象牙製品について注意してください。条約適用日以降（※注）に取得した象牙製品は輸出入禁止です。

条約適用日より前に取得した象牙製品 (Pre-convention)	条約適用日以降に取得した象牙製品
<p>条約適用日より前に取得した象牙製品であっても、経済産業大臣の輸入承認を受けなければ日本に持ち込む（輸入する）ことはできません。輸入の手続きはこちらをご確認ください。日本から持ち出す（輸出する）場合も、あらかじめ経済産業大臣の輸出承認を受けなければ輸出することはできません。輸出の手続きはこちらをご確認ください。</p> <p>例：アンティークのピアノ、美術品等</p> 	<p>輸入・輸出ともに禁止されています。</p> 

(※注) 種によって条約適用日は異なります。

- アジアゾウは1975年6月30日以前、アフリカゾウは1976年2月25日以前が条約適用前（Pre-convention）取得です。
- アジアゾウは1975年7月1日以降、アフリカゾウは1976年2月26日以降取得の象牙製品は条約適用以降取得となり、輸出入が禁止されます。
- 日本以外の国・地域では、国内法令等に基づきさらに厳しい規制を課していることもあります。日本以外の国・地域の制度については、ご自身でCITES管理当局（CITES Authorities）へお問い合わせください。

[https://x.com/meti\\_NIPPON/status/1862413884046680152](https://x.com/meti_NIPPON/status/1862413884046680152)  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/to\\_tourist.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/to_tourist.html)

# ワシントン条約対象種の取引ルールの普及啓発

## 3月3日野生生物の日の普及啓発



**3月3日  
世界野生生物の日**

「売る」「買う」のルール知っていますか？

**2024年のテーマは  
人と地球を繋ぐ  
—野生生物保全のためのデジタルイノベーションの探求—**

Connecting People and Planet:  
Exploring Digital Innovation in  
Wildlife Conservation

#WWD2024

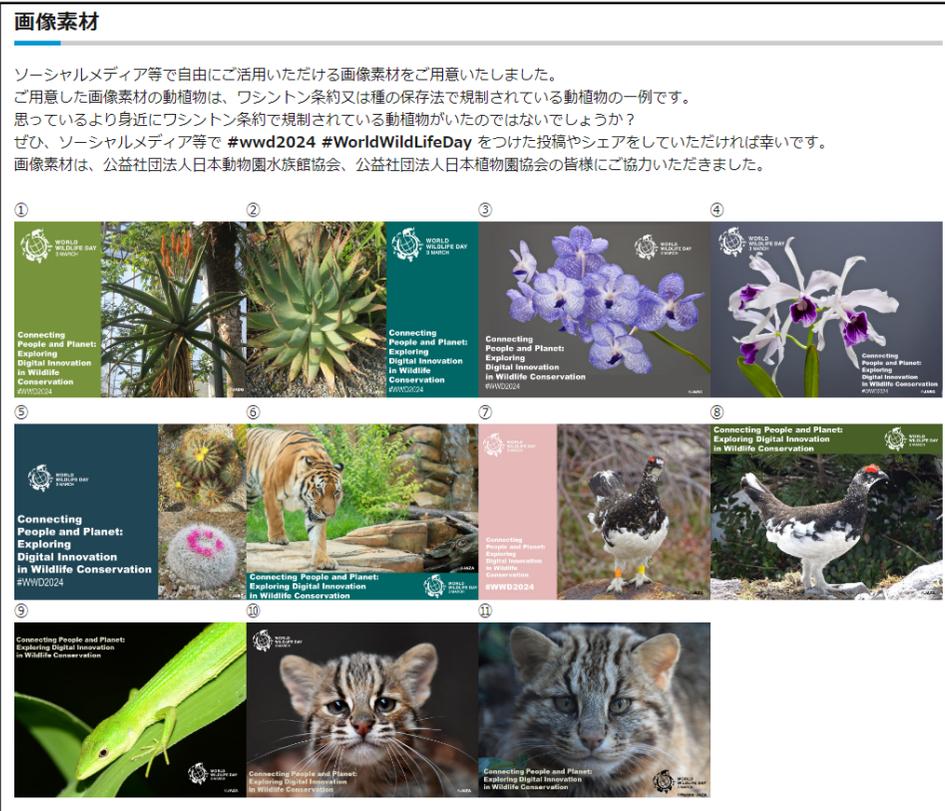
ワシントン条約が1973年3月3日に採択されたことを記念して、  
2013年に国連が3月3日を  
**「世界野生生物の日」**  
に制定し、普及啓発のために毎年世界中で様々なイベントを行っています。この日は野生動物植物が  
直面する、様々な課題に対して一人ひとりが考え、意識を高めていく機会です。

絶滅の危機に瀕している動物植物を保護し、持続可能な利用をしていくためには、個々の地域、事業者、  
そして皆様一人ひとりの意識や取り組みが重要です。

毎年3月3日野生生物の日にあわせて、  
当省HPでもワシントン条約を周知

### 画像素材

ソーシャルメディア等で自由にご活用いただける画像素材をご用意いたしました。  
ご用意した画像素材の動物植物は、ワシントン条約又は種の保存法で規制されている動物植物の一例です。  
思っているより身近にワシントン条約で規制されている動物植物がいたのではないのでしょうか？  
ぜひ、ソーシャルメディア等で #wwd2024 #WorldWildLifeDay をつけた投稿やシェアをしていただければ幸いです。  
画像素材は、公益社団法人日本動物園水族館協会、公益社団法人日本植物園協会の皆様にご協力いただきました。



① ② ③ ④

⑤ ⑥ ⑦ ⑧

⑨ ⑩ ⑪

より幅広い層への訴求を企図し、経産省HPにソーシャルメディア等で活用  
可能な画像素材を掲載。